官庁報告

官庁事項

寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和８年７月６日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のとおり」は省略し、寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和８年７月６日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のとおり」は省略し、三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局室蘭開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の規定に基づき、次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する同規則第四条の二十二第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月六日

国土交通大臣　金子　恭之

㈠　登録年月日　令和八年六月十八日

㈡　登録番号　操失講第一三七号

㈢　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名又は名称及び住所

松本　慶一　福島県双葉郡楢葉町大字井出字萩平三四番地

㈣　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地

松本海事事務所　福島県双葉郡楢葉町大字井出字萩平三四番地

国家試験

令和８年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和８年７月６日　観光庁長官　村田　茂樹

１．試験の種類

地域限定旅行業務取扱管理者試験

２．試験地

東京都及び大阪府

３．試験日

令和８年９月27日（日）

４．試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款（航空運送に係る運送約款に関するものを除く。）

⑶　国内旅行実務

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金（航空運送に係る利用料金に関するものを除く。）

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理（本邦内の地理等に関するものを除く。）

５．受験手続

⑴　受験願書等の提出方法及び受付期間

簡易書留郵便により受験願書その他の必要書類（以下「受験願書等」という。）を提出することとし、令和８年７月６日（月）から同年７月31日（金）までの郵便消印があるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書等提出先

観光庁参事官（旅行振興）付地域限定旅行業務取扱管理者試験係（〒100―8918　東京都千代田区霞が関二丁目１番２号）

⑶　受験手数料

ア．試験を受けようとする者は、受験願書等を提出する前に受験手数料5,500円分の収入印紙を購入し、受験願書に貼付すること。

イ．受験手数料は、受験願書等を受理した後は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験願書等を受理した場合は受験票を交付する。

６．試験の一部免除

⑴　令和７年度地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和７年度地域限定旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。

⑵　旅行業協会が令和７年度又は令和８年度に実施した地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑵の科目（「宿泊約款」に限る。）及び⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和７年度又は令和８年度地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了証書（写し）を添付すること。

７．受験願書用紙及び受験案内

受験願書用紙及び受験案内は、観光庁のホームページからダウンロードして入手する。

なお、郵送による受験願書用紙及び受験案内の交付を希望する場合は、適宜の封筒に、返信用封筒（定形に110円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、観光庁参事官（旅行振興）付地域限定旅行業務取扱管理者試験係宛て請求すること。

８．合格者の発表等

合格者の発表は、令和８年11月13日（金）（予定）に、観光庁のホームページで行うとともに、受験者には文書で試験結果を通知する。

９．合格証の交付

令和８年11月13日（金）（予定）に、合格者に対して発送する。

10．その他

試験の実施については変更があり得るため、その場合は、観光庁のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

第68回原子炉主任技術者試験口答試験の施行

第68回原子炉主任技術者試験口答試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月６日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

１．日時　令和８年９月18日（金）午前９時00分から

２．場所　ビジョンセンターグランデ東京浜松町（東京都港区芝大門１―13―９　ＵＤ芝大門ビル）

３．受験の申込期間　令和８年８月17日（月）まで（必着）

４．受験の申込手続　原子力規制委員会ホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載される受験要領を熟読し、受験申込書等の必要書類を簡易書留やレターパック等追跡が可能な方法で郵送すること。受験要領及び必要書類の様式類は、ホームページからダウンロードすること。なお、希望者に対しては申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課が交付する。

５．受験通知書の交付　受験通知書は、受験の申込期間終了後、郵送する。

６．合格者の発表　令和８年10月下旬頃に官報で公告し、同時に原子炉主任技術者免状を本人に郵送する。

７．留意事項　試験の実施に関する情報については、ホームページに最新の情報を掲載する。なお、希望者に対しては申出により個別に対応を行う。

８．受験申込書等郵送先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課　郵便番号106―8450　東京都港区六本木１―９―９　六本木ファーストビル20階（電話）03―6277―6924（受付時間：土日祝日を除く９時30分から17時30分まで）